

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人日本畜産学 会	論文掲載料	440,000	-	令和5年10月17日 10月31日 12月14日 12月25日 令和6年1月31日 3月8日 3月29日	-	公社	国認定
公益社団法人日本食品科 学工学会	論文掲載料	211,200	-	令和5年11月30日 12月14日 令和6年3月8日	-	公社	国認定
公益社団法人農業農村工 学会	掲載料	331,100	-	令和5年10月17日 11月15日 12月14日 令和6年3月29日	-	公社	国認定
公益社団法人農業農村工 学会	論文投稿料	148,500	-	令和6年3月29日	-	公社	国認定
公益社団法人日本獣医学 会	論文投稿料	113,000	-	令和5年10月31日 12月25日 令和6年1月17日 2月20日 3月29日	-	公社	国認定
公益社団法人日本監査役 協会	研修費	118,800	-	令和5年11月30日 12月25日 令和6年1月17日 2月20日 3月19日	-	公社	国認定

公益財団法人埼玉県産業文化センター	会議室利用料	185,210	-	令和6年3月29日	-	公財	国認定
公益社団法人ホイラ・クレーン安全協会	研修費	85,228	-	令和5年10月20日	-	公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。